

# 『教えて、BUN先生』

「BUN先生」こと長岡文明先生



vol.13

## 第13回 産業廃棄物排出事業者の責務。委託契約書その1 中級編



LISA

皆さん、こんにちは。いよいよ、BUNさん講座も2年目に入り、今回から中級編。その最初はなんですか、センセ。

いよいよ、委託契約書です。

ただ、中級編は基礎編と違って関連事項が相互に出てきますから、あっちにいたり、こっちに行ったりするから、そこは許してね。

BUN



LISA

前置きはいいから、さっそく始めましょ。

産業廃棄物の委託契約書は、前回話した「委託基準」の中の一つの事項です。ちなみに、委託基準は、大きくは次の4つ。

①委託する相手は14条の許可をもっている業者であること。(許可不要制度の「例外者」を含む)②その許可業者は許可の内容として委託しようとする産廃の品目、行為等が行えること。③委託契約は「書面」で行うこと。④特管産業廃棄物の場合は、事前通知書。

BUN



LISA

①②は「無許可業者に頼んじゃだめよ」ですよ。④特管産業廃棄物の場合は、事前通知書ってなんですか？

特管産廃は普通の産業廃棄物に比較してもリスクが高く、特に注意して扱わなければなりません。当然、処理の方法、技術も高度なことが要求されることも多いです。たとえば許可証には「廃酸の中和」と記載されていても、カドミ含有している廃酸と有機性の酸が高濃度で入っている廃酸は違う処理が必要な場合があります。そこで特管産廃の排出事業者が正式に委託契約を締結する前に「うちからはこんな廃酸が出るんだけど、おたくで処理できる？」と特管産廃処理業者に確認する訳です。それを受け取った業者は、「ああ、これならうちで十分処理できます」となれば初めて、正式な委託契約書に進む。ところが「お客さん、うちじゃ、とてもこんなものは処理できません」となったら、契約にはいかない訳ですね。

BUN



LISA

なるほど。契約書締結となれば、双方に法的義務が出てきますものね。その前に確認しましょって制度ですね。これは法的には義務が無くても、普通の産業廃棄物でもやっていた方がいい手続きですね。

次に、産業廃棄物処理委託契約の原則が5つあります。

①二者間直接契約。②委託契約は「書面」で行うこと。③必要項目を盛り込むこと。④許可証等の写しが添付されていること。⑤5年間保存すること。

BUN



LISA

よく「間接契約はだめ」って聞くのですが、これは具体的にはどういうことですか？

BUN



以前は、と言っても、もう 20 年以上前になりますが、契約は法的な規定ではありませんでした。そのため、排出事業者は自分の事業場から産業廃棄物を運び出してってくれる収集運搬業者とだけ契約を結んでいることが多かったのです。



LISA

じゃ、処分業者は？

処分業者とは収集運搬業者が契約をしていることが多かったねえ。「うちの得意様の産廃をお宅の埋め立て地に持って行くから、引き受けてね」という内容ですね。この形態だと排出事業者と処分業者は、収集運搬業者を間に挟む「間接契約」になっている訳です。このパターンですと処分業者が悪さをやったときに排出事業者の責任があいまいだ、となって現在は「収集運搬は収集運搬業者と」、「処分は処分業者と」、排出事業者が直接契約を結ばなければならないとしたんですね。

また、民事上の「契約」は口頭でも有効です。しかし口頭契約は後で「言った、言わない」でトラブルになりがちです。そこで、廃棄物処理法の産廃委託契約は、必ず「書面で」と規定したんですね。

BUN



LISA

「④許可証等の写しが添付されていること」と「⑤5年間保存すること」はリサもわかるし、うちの会社でも守っているわ。

それならいいんだけど、「④許可証等の写しが添付されていること」は何回か前の「許可制度」で話したけど、添付する許可証が一枚でいいとは限らないからね。たとえば、収集運搬だけでも、A県の産廃排出事業者からZ社が集めて、B県の港でY社の船で、C県の港まで運び、港で下ろした後でX社のトラックでC県内の処分場まで運ぶ。さあ、このパターンでは許可証は何枚出てきますか？

BUN



LISA

え〜と、まずZ社はA県とB県の許可証。Y社はB県とC県の許可証、X社はC県の許可証ね。よって収集運搬の委託契約書はZ社、これには許可証の写しは2枚、Y社との契約書にも許可証2枚、X社は1枚ってなるわね。都合3本の契約書に許可証の写しが5枚ってことかあ。なんか、Z社の契約書に許可証のコピー1枚付けてただけのような気がしてきた。すぐに確認しとかなきゃ。

「⑤5年間保存すること」は大丈夫かな？

BUN



LISA

こちらは大丈夫よ。今は平成 29 年でしょ。29 マイナス 5 で 24 だから平成 24 年以降に締結した契約書は全部保管してるわ。

おっと、大きな勘違いしてるぞ。「保存期限5年間」というのは「締結した日」じゃないぞ。「契約が終了した日」だよ。たとえば、もう 10 年以上前の平成 17 年に契約した。内容に変更がないので、ずっと、その契約書でやってきて、平成 26 年の 3 月で、別の会社に切り替えたとして。すると、この契約書はいくら平成 17 年に締結していても、平成 26 年 3 月まで有効だったから、ここから 5 年。27、28、29、30、31 年の 3 月まで保管しておかなくちゃいけないよ。

BUN





LISA

\(◎o◎)／!まだ、古い書庫に残していたかも。引っ繰り返して見つけておきます。

さて、取り置きした「③必要項目を盛り込むこと」だけど、これは政令と省令で12項目が規定されている。これについては、「区分」「許可制度」とも密接に関係してくるので、次回以降順次説明していきましょう。

BUN



BUN先生の  
今回のまとめ

## ○4つの「委託基準」、5つの「原則」

- 契約書に添付する許可証の写しは1枚とは限らない。
- 契約書の保存は、契約が終了して以降5年間。



Summary

今回の  
練習問題



- 契約書に先立つ「事前通知書」が義務づけられている行為はなんですか？
- 収集運搬と処分を同じ許可業者に委託します。契約書は「一枚」でもいいでしょうか？

答えは次回の  
メルマガで  
(^-^)/

## 前回の問題の解答

①産業廃棄物の排出事業者の保管基準としてどのようなことがあるでしょうか？

Q

②どのような排出事業者、帳簿の備え付けが法令で義務づけられていますか？

③どのような排出事業者、「処理計画」の策定が法令で義務づけられていますか？

答① 飛散、流出、悪臭等の生活環境保全上の支障が出ないようにすること。その他、掲示板や屋外で野積みするときなどは、積み上げ勾配や「囲い」の基準等が出てきます。

A

答② 排出事業者で法令上帳簿が義務づけられているのは、15条処理施設の設置者、特管産廃の排出事業者、事業場外処分者、焼却炉の設置者の4者です。

答③ 「多量排出事業者」と呼ばれる人で、普通の産業廃棄物なら年間1000トン、特管産廃なら年間50トン以上の排出者です。